

住民監査請求監査結果

(令和5年度民有防犯灯維持管理補助金の確定に関する件)

令和7年7月

足立区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

区内在住者

請求人の記載は、個人情報保護により区内在住者としています。

2 請求書の提出

令和7年5月23日

3 請求の内容

請求人が提出した「足立区職員措置請求書」(別紙)による請求の要旨及び措置請求等は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 対象となる財務会計上の行為

都市建設部長事案決定書記号番号6足都道収第6188号(以下「事案第6188号」という。)、起案日令和7年2月13日、決定日令和7年2月17日、事案「令和5年度民有防犯灯維持管理補助金の確定について」により、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会(以下「本件登録団体」という。)に対し、財務会計上の行為の民有防犯灯維持管理補助金24,000円の額を確定したこと。

イ 違法である理由

いわゆる民有防犯灯を維持管理する団体に対する補助金の交付等については、「足立区民有防犯灯維持管理補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)において、以下のとおり規定されている。

第1条(趣旨)「この要綱は、民有防犯灯(以下「防犯灯」という。)を維持管理する地域住民団体に対し、民有防犯灯維持管理補助金(以下「補助金」という。)の交付を行うために必要な事項を定めるものとする。」

第2条(定義)「この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 団体 町会・自治会等地域住民で組織した団体をいう。

(3) 民有防犯灯 夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上等に設置した民有の防犯灯をいい、私道防犯灯も含まれる。」

(2)、(4)は割愛。

第3条(補助の実施)「区長は、防犯灯を維持管理する団体が負担する防犯灯の電気代等の維持管理費について予算の範囲内で補助を行うことができる。」

第4条(補助対象の要件)「補助の対象となる防犯灯は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもので、区長が必要と認めるものについては補

助の対象とする。

- (1) 団体が維持管理するものであること。
- (2) 高さが1.5メートル以上であること。
- (3) 交通安全又は犯罪防止を主目的として設置されていること。
- (4) 現地調査の時点で現に使用されていると認められること。」

第13条(実績報告及び補助金の額の確定)「補助団体は、当該年度の実績報告書(第8号様式)を年度終了後速やかに区長あて提出しなければならない。」

第14条(決定の取り消し)「区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定(以下決定という)の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか、区長の付した条件又は指示に従わなかったとき。」

第15条(補助金の返還)「区長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助団体にその返還を命ずることができる。」

(主張1) 本件登録団体には、地域調整課執行委任分では提出を求めている決算(会計)報告及び事業報告を提出させておらず、審査の公平性を欠いている。

(主張2) 電気料金として24,000円が計上されているが、決算(会計)報告及び事業報告が提出されていないため、防犯灯維持のための電気料金であるか確認することができない。また、決算報告書は令和4年度分であるため、令和5年度の電気料金の根拠とならない。

(主張3) 提出された電気料金領収書は、ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ管理組合(以下「本件管理組合」という。)のものであることから、本件登録団体が支出したことが確認できず、交付要綱第2条及び第3条に違反している。

(主張4) 本件登録団体から本件管理組合への振込は、その内容を裏付ける資料がなく、防犯灯維持管理費補助金かどうか不明である。さらに、補助金交付日は振込日より後であり、時系列から当該振込は補助金とは別物である。

(主訴) 以上のとおり、額の確定にかかる審査については、瑕疵ある不適正な事務処理である。

(2) 損害について

補助金の支出額 24,000円が区に生じる。

(3) 措置請求について

以下の措置を講ずることを請求する。

ア 本件登録団体に対する実績報告書の内容審査の再実施

イ 当該事案の登録団体に対する補助金の額の確定の取り消し

4 請求の要件審査

本請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年5月29日に受理の決定を行った。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から判断して、「民有防犯灯維持管理補助金の支出」を監査対象とした。

2 監査対象部局

都市建設部道路公園整備室長付道路管理課を監査対象部局とした。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づく陳述は、令和7年6月3日に請求人から陳述を行わない旨の回答があったことから実施しなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 請求人の主張に関する監査対象部局の説明

「第1 請求の受付」、「3 請求の内容」、「(1) 請求の要旨」、「イ 違法である理由（主張1、主張2、主張3、主張4）」について
(主張1について)

本件登録団体への補助事業の担当所管は、令和6年度に地域調整課に移管された。令和5年度時点においては、担当所管は道路公園管理課であるため、令和7年1月9日付、6足都道発第5444号（以下「事案第5444号」という。）に記載されているとおり、実績報告書、防犯灯の維持管理費を支出したことが確認できる電気料金領収書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）及び本件登録団体が本件管理組合へ振り込んだ資料を徴収すればよく、地域調整課において徴収している決算（会計）報告及び事業報告の区への提出は不要である。

決算報告書の提出を不要とした理由は、決算報告書の記載は「管理組合

一般会計に振替」という表記となるため、補助金の具体的な使途を確認することには直接寄与しないものである。このため、道路公園管理課は、その代替として、本件登録団体が本件管理組合へ補助金相当額を振り込んだ資料の提出を求めた。また、地域調整課が事業報告の提出を求めるのは、事業に対する補助金も含んでいるためであるのに対し、道路公園管理課の民有防犯灯の補助金は、あくまでも維持管理費（主に電気代）に対するもののため、事業報告の提出を不要とし、その代替として電気料金領収書の提出を求めることで、令和5年度の防犯灯維持管理費として補助金が適正に執行されたことを確認している。

(主張2について)

本件登録団体においても前述の主張1について及び後述の主張3についてに記載のとおり、実績報告書、本件登録団体の決算報告書（令和6年4月21日開催の令和5年度通常総会）及び金融機関の普通預金通帳の写しにより、補助金24,000円の入金と、本件管理組合の一般会計への同額の振替状況を確認している。

なお、民有防犯灯の登録団体に対しては、円滑な補助金の支出に資するため、会計年度終了後に提出期限を設け、速やかに区に提出するよう依頼している。

しかしながら、各団体の決算時期の都合により提出期限を遵守できないことがあり、各団体の事情に配慮し、実績報告書や決算資料に瑕疵がなければ、提出期限後であっても実績報告書を受理したうえで補助金の支出を行っている。

また、本件登録団体の決算報告書の会計期間（令和5年2月1日～令和6年1月31日）と、区に提出された実績報告書に記載された電気料金の期間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）には相違があることは認識しているが、蛍光灯1灯当たりの電気料金は月額約300円、年間約3,600円と推測され、これにランプ購入代金等の維持管理費が別途発生することを考慮すると、区の補助金額3,000円を明らかに超過しているため、補助金の過払いは生じていないと考えられることから、決算報告書と実績報告書の会計期間に相違があるものの、令和5年度の防犯灯管理維持費として補助金は適正に執行されたと考えている。

(主張3について)

本件登録団体が維持管理している防犯灯の電気料金についてはマンション共用部の電気料金と一緒に一括で請求され、本件管理組合から支出していることを確認した。

また、本件登録団体の決算報告書（令和6年4月21日開催、令和

5年度通常総会)において、民有防犯灯補助金に係わる24,000円の入金と本件管理組合の一般会計への24,000円の振替状況を確認し、本件登録団体の金融機関の普通預金通帳の写しでも同様の事実が裏付けられた。

(主張4について)

本件登録団体に対して、改めて令和6年度(令和6年2月1日から令和7年1月31日)決算報告書の提出を求め、収支状況を確認したところ、令和5年度の期ずれ分24,000円と令和6年度の補助金24,000円と合わせて、決算額で48,000円の補助金収入が確認できたため、本件登録団体に対する補助事業は適正に執行されているものとする。

以上の理由から、民有防犯灯の維持管理補助金交付については、交付要綱に基づき、申請者から令和5年度の担当所管の道路公園管理課に提出された申請内容及び実績報告書を精査のうえ、適正に補助金の交付を行っているものとする。

また、本件登録団体が管理している防犯灯全8灯については、担当職員が防犯灯の灯数と点灯状況を現地調査し、申請灯数との照合も実施しているため、改めて実績報告書の内容審査の再実施を行う必要はないものとする。

本件登録団体から提出された決算報告書の会計期間は、令和5年2月1日～令和6年1月31日に設定されているが、区に提出された実績報告書では、区の会計年度に準拠し、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの電気料金が記載されており、会計期間の相違がある。

しかしながら、現状の蛍光灯等(東京電力20W契約)の1灯当たりの電気料金は、1か月約300円であり1年間で約3,600円と推測できるうえ、そのほか電気料金以外の維持管理費として、日常のランプ交換作業、ランプ購入代金等が別途発生することを考慮すると、区の補助金額3,000円を超過することは明らかであり、本件登録団体への補助金の過払いはないとみなせる。

従って、決算報告書と実績報告書の会計期間の相違があるといえども、令和5年度の防犯灯管理維持費として補助金は適正に執行されたものとする。

(主訴及び措置請求について)

本件登録団体への補助金額の確定に係る審査は、交付要綱の定めにも照らしても、何ら規定に反しているものではなく、支出負担行為や会計処理に瑕疵は認められない上、区の損害も認められない。従って、本件請求に

における本件登録団体に対する実績報告書の内容審査の再実施、及び当該事案の登録団体に対する補助金の額の確定の取り消しの必要を認めることはできない。

第3 監査の結果

1 事務処理手続の確認

(1) 本件補助金交付に係る規定について

足立区においては、交付要綱を制定しており、交付要綱に定められた規定に基づき、事務処理を行っている。

交付要綱の主な内容は次のとおりである。

ア 趣旨（第1条）

この要綱は、民有防犯灯（以下「防犯灯」という。）を維持管理する地域住民団体に対し、民有防犯灯維持管理補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うために必要な事項を定めるものとする。

イ 定義（第2条）

この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 団体 町会・自治会等地域住民で組織した団体をいう。

(3) 民有防犯灯 夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上等に設置した民有の防犯灯をいい、私道防犯灯も含まれる。

(2)、(4) は省略。

ウ 補助の実施（第3条）

区長は、防犯灯を維持管理する団体が負担する防犯灯の電気代等の維持管理費について予算の範囲内で補助を行うことができる。

エ 補助対象の要件（第4条）

補助の対象となる防犯灯は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもので、区長が必要と認めるものについては補助の対象とする。

(1) 団体が維持管理するものであること。

(2) 高さが1.5メートル以上であること。

(3) 交通安全又は犯罪防止を主目的として設置されていること。

(4) 現地調査の時点で現に使用されていると認められること。

オ 補助金の交付額（第5条）

1 防犯灯当たりの補助金の額は、1の年度毎に次の各号に掲げる防犯灯の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) LED防犯灯 1,800円

(2) その他の防犯灯 3,000円

カ 補助金の交付申請（第8条）

申請者は、前条の通知を受けた後、補助金交付申請書（第4号様式）に所定の事項を記載し、毎年度当初に区長に提出しなければならない。防犯灯灯数に変更のない場合も同様とする。

キ 補助金の交付決定通知（第9条）

区長は前条の申請書を受理し、審査した後、申請者に対し、補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知する。

ク 補助金の交付（第10条）

補助金の交付は、請求書兼口座振替依頼書（第6号様式）の提出を受け、口座振替により交付する。ただし、当該口座の名義が団体代表者以外の場合は委任状（第7号様式）を提出しなければならない。

ケ 補助金の経理（第11条）

補助金の交付を受ける団体（以下「補助団体」という）は、補助金の使途を明らかにする帳簿類を整えなければならない。

コ 実績報告及び補助金の額の確定（第13条）

補助団体は、当該年度の実績報告書（第8号様式）を年度終了後速やかに区長あて提出しなければならない。

サ 決定の取り消し（第14条）

区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定（以下決定という）の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により決定を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）前各号のほか、区長の付した条件又は指示に従わなかったとき。

シ 補助金の返還（第15条）

区長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助団体にその返還を命ずることができる。

（2）本件補助金の支出及び確定について

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日分）の本件登録団体の民有防犯灯維持管理に対する補助金として、24,000円を令和5年12月28日付5足都道収第5289号にて決定し、令和6年2月20日に支出処理（前金払）を行っている。

また、令和7年2月3日に本件登録団体から提出された実績報告書について内容を審査し、事案第6188号にて補助金の交付を確定し、通知した。

2 事実の認定

（主張1について）

令和5年度時点においては、担当所管は道路公園管理課であるため、事案第5444号に記載されているとおり、実績報告書、防犯灯の維持管理費を支出したことが確認できる電気料金領収書（令和5年4月1日～令和6年3月31日）及び本件登録団体が本件管理組合へ振り込んだ資料を徴収すればよく、請求人が指摘する地域調整課において徴収している決算（会計）報告及び事業報告を区へ提出する必要はなかったものと解する。

(主張2について)

本件登録団体への補助金24,000円は、事案第5444号により依頼した実績報告書、防犯灯の維持管理費を支出したことが確認できる電気料金等領収証、本件登録団体が本件管理組合に振替をした金融機関の普通預金通帳の写し及び本件登録団体の令和4年度から令和6年度の決算報告書から確認された。令和5年度における区の会計期間（令和5年4月1日から令和6年3月31日）で、本件登録団体の会計期間（令和5年2月1日から令和6年1月31日）と、会計期間に相違は認められるものの、実際の防犯灯維持管理費が補助金額を明らかに超過することから、令和5年度の補助金は適正に執行されたと判断される。

また、民有防犯灯の登録団体に対し、円滑な補助金の支出に資するため、会計年度終了後に提出期限を設け、速やかな提出を依頼しているものと認められる。

各団体の決算時期の都合により提出期限を遵守できない場合があることから、各団体の事情に配慮し、実績報告書や決算資料に瑕疵が認められない場合には、提出期限後であっても実績報告書を受領した上で補助金の額の確定を行っているものと認められる。

(主張3について)

令和5年度本件登録団体の決算報告書において、民有防犯灯補助金に係る24,000円の入金と、本件管理組合の一般会計への24,000円の振替状況が確認された。

本件登録団体の金融機関の普通預金通帳の写しでも同様の事実が裏付けられ、本件管理組合が防犯灯の電気料金を共用部の電気料金と一括で電力会社に支払っている事実も確認されている。

(主張4について)

補助金の交付決定が令和5年12月28日にあり、支出命令処理が令和6年2月20日に行われ、本件登録団体指定口座への入金は令和6年3月1日に実施されていることが確認された。

本件登録団体の令和5年度会計期間は令和6年1月31日で終了しているところ、令和5年度の補助金入金は当該会計期間終了後となるが、監査対象部局が令和6年度決算報告書において、令和5年度の期ずれ分24,000円と令和6年度補助金24,000円の合わせて48,000円の補助金収入が確認できたことにより、補助事業は適正に執行されているものと判断される。

3 判断

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求のうち、「第1 請求の受付」、「3 請求の内容」、「(1) 請求の要旨」、「(2) 損害について」については、理由がないものと判断し棄却する。

4 判断理由

請求人の主訴は、「第1 請求の受付」、「3 請求の内容」、「(1) 請求の要旨」、「イ 違法である理由（主訴）」のとおりであり、本件補助金の確定行為が違法であるとして、実績報告書の内容審査を再実施のうえで、その取消しや補助金の返還等を求めるものであると解される。

以下の理由から、本件補助金の交付決定は、違法又は不当であるとはいえないものと判断する。

- (1) 監査対象部局は、提出された実績報告書及び本件登録団体の決算報告書に基づいて本件補助金の額の確定を行っていること、実際に本件登録団体は、決算報告書の支出の部に記載のとおり、防犯灯に係る電気料金を直接電力会社に支払っている本件管理組合に対し、本件補助金相当額を支出しており、実質的に防犯灯維持管理費を支出している事実があることから、本件補助金の確定行為は、瑕疵ある不適正な会計処理とは言えない。
- (2) 本件補助金交付金額にも誤りはなく、区に損害が発生している事実はない。

以上

足立区職員措置請求書

1 請求の要旨

〈誰が、いつ、どのような行為を行っているか〉

都市建設部長が事案決定書記号番号6足都道収第6188号、起案日令和7年02月13日、決定日令和7年02月17日、事案「令和5年度民有防犯灯維持管理補助金の確定について」で、個別名ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会に係る財務会計上の行為の民有防犯灯維持管理補助金の額の確定（額）24,000円

（別紙事実証明書1のとおり）

〈違法である理由について〉

①いわゆる民有防犯灯を維持管理する団体に対する補助金の交付等については、足立区民有防犯灯維持管理補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定。

第1条（趣旨）に、

この要綱は、民有防犯灯（以下「防犯灯」という。）を維持管理する地域住民団体に対し、民有防犯灯維持管理補助金（以下「補助金」という。）の交付を行うために必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）に、

この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

（1）団体 町会・自治会等地域住民で組織した団体をいう。

（3）民有防犯灯 夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上等に設置した民有の防犯灯をいい、私道防犯灯も含まれる。

（2）、（4）は、割愛

第3条（補助の実施）に、

区長は、防犯灯を維持管理する団体が負担する防犯灯の電気代等の維持管理費について予算の範囲内で補助を行うことができる。

第4条（補助対象の要件）に、

補助の対象となる防犯灯は、次に掲げる要件のいずれにも該当するもので、区長が必要と認めるものについては補助の対象とする。

（1）団体が維持管理するものであること。

（2）高さが1.5メートル以上であること。

（3）交通安全又は犯罪防止を主目的として設置されていること。

(4) 現地調査の時点で現に使用されていると認められること。

第13条(実績報告及び補助金の額の確定)に、

補助団体は、当該年度の実績報告書(第8号様式)を年度終了後速やかに区長あて提出しなければならない。

第14条(決定の取り消し)

区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定(以下決定という)の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により決定をうけたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 前各号のほか、区長の付した条件又は指示に従わなかったとき。

第15条(補助金の返還)

区長は、前条の規定により決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助団体にその返還を命ずることができる。

、とある。

②しかし乍ら、

財務会計上の行為である補助金の確定に係る事案決定書は、

事案「令和5年度民有防犯灯維持管理補助金の確定について」(以下「6足都道収第6188号決定」という。))として、同決定書裏面の事案概要には、「別紙のとおり実績報告書が提出された。審査の結果適正であるため受理し、民有防犯灯維持管理補助金の確定通知書を送付する。」

(別紙事実証明書1のとおり)

、とある。

③踏まえて、6都道収第6188号決定に係るライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会(以下「アクアステージ自治会」という。))についての令和5年度民有防犯灯維持管理補助金の確定(以下「補助金の確定」という。))は、

下記のとおり理由で違法とする。

〈理由①補助金の確定に係る実績報告書等の提出書類についての件〉

当該アクアステージ自治会分については、都市建設部長が

令和5年度民有防犯灯維持管理補助金の実績報告書の提出書類については、令和7年1月9日付6足都道発第5444号(以下「6足都道第5444号通知」という。))で、通知の記2

2 提出書類

(1) 実績報告書

(2) 添付書類 (コピー可)

ア、防犯灯の維持管理費を支出したことが確認できる電気料金領収書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

イ、自治会が管理組合へ振り込んだ資料

3 提出期限 令和7年1月17日 (金) まで

(別紙事実証明書13のとおり)

とある。

しかし、6足都道収第6188号決定 (団体数12団体) に係る「グリーンパーク第16綾瀬管理組合理事長及び西竹第一自治会会長」あてには、下のとおり

2 提出書類

(1) 実績報告書

(2) 添付書類 (コピー可)

ア、防犯灯の維持管理費を支出したことが確認できる電気料金領収書 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

※自治会以外が支払いが行っている場合は、支払いの流れがわかる資料を添付して下さい。

3 提出期限 令和7年1月17日 (金) まで

(別紙事実証明書14及び別紙事実証明書15のとおり)

とある。

一方、いわゆる執行委任分 (団体数約330団体) については、令和6年5月15日付6足地調発第1058号 (以下「6足地調発第1058号通知」という。) で地域調整課長が

「令和6年度各種補助金 (助成金) の申請及び令和5年度各種補助金実績報告書の提出について」、下のとおり

2 提出書類

6 令和5年度各種補助金 (助成金) 収支決算及び実績報告書

7 各町会・自治会の総会で承認された令和5年度決算 (会計) 及び事業報告

3 提出期限 令和7年1月17日 (金) まで

(別紙事実証明書4のとおり)

とある。

正に、三者三様である。ところで、当該事案アクアステージ自治会の補助金の確定に係る実績報告書や提出書類についてが、執行委任分にはある決算 (会計) 及び事業報告の提出がないことは、その上に、整合性がない事案で、公平性・公正性・透明性を欠くことは、勿論、審査事務において、

瑕疵ある不適正な確定処理である。

則ち、確定事務処理手続きにおいて、適正とは言えない事案とする。

〈理由②補助金の確定に係る実績報告書についての件〉

重ねて、6足都道収第6188号決定書裏面の事案概要には、「別紙のとおり実績報告書が提出された。審査の結果適正であるため受理し、民有防犯灯維持管理補助金の確定通知書を送付する。」

(別紙事実証明書1のとおり)

、とある。

改めて、当該事案アクアステージ自治会の実績報告書は、令和7年2月3日付で提出である。收受日も2月3日のようである。

その内容は、実績報告書の記1防犯灯管理維持の内容と経費に防犯灯維持のための電気料金及び、維持管理費等は以下のとおりです。

内 容	経費 (円)
令和5年4月1日～令和6年3月31日電気料金	24,000
合 計	24,000

(別紙事実証明書7のとおり)

とある。

しかし、内容の電気料金の経費(円)24,000についてですが、上①のとおり決算(会計)及び事業報告の提出がないことでは、内容及び経費についての確認が出来ないとする。

例えば、6足地調発第1058号通知の記入例4-3には、

令和5年度各種補助金(助成金)収支決算及び実績報告書

(3)防犯灯管理維持の内容と経費

令和5年度補助金額		
内容	支出科目	経費(円)
令和5年4月より令和6年3月電気料金	光熱費	50,000
蛍光灯等消耗品、清掃費	消耗品費	15,800
合計		65,800円

(別紙事実証明書5のとおり)

とある。

さらに、6足地調発第1058号通知の別紙 道路公園管理課分には、町会・自治会に対する補助金(単一補助金)対象経費一覧

対象となる維持管理経費

経費記載の留意点

1 防犯灯電気料金

・実績報告書に記入する金額

※区の基準により承認された防犯灯

と町会・自治会の決算書に

であることが前提要件

記載されている金額が異なる場合は、その数字の根拠となる資料を追加してください。（別紙事実証明書6のとおり）

とある。

しかし、アステージ自治会令和5年度決算報告書（令和5年2月1日～令和6年1月31日）には、

科目収入の部民有防犯灯補助金決算額24000

（別紙事実証明書11のとおり）

とある。

しかし、当決算報告書の内容は、令和4年度分についてである。

しかも、当決算報告書は、科目支出の部に防犯灯維持費と備考欄には、管理組合一般会計に振替とあるが、これも令和4年度分ある。

令和5年度分については、当然に、当該アステージ自治会会計年度の範囲を超えていることから記載もないので、維持管理費のための電気料金令和4年度分24,000円分については、その数字の根拠となる資料がない事から内容等を確認することが出来ないものである。

重ねて、報告内容の電気料金の経費24,000円については、決算報告書の提出がないので、何らの確認が出来ない。

これでは、実績報告書の記入内容については、信憑性がない。

則ち、実績報告書は、適正な報告内容とはならないとする。

何故ならば、

上記のとおり、令和5年度分については、科目収入の部、民有防犯灯補助金が0円であるとしか言い様がないことから、当該会計年度からの電気料金の支出は、あり得ないし、確認が出来ないのに、額の確定額が、24,000円は、防犯灯維持管理補助金の確定に係る実績報告書の内容審査事務は、瑕疵ある不適正な確定事務処理である。

ましてや、実績報告書等の期限後の実績報告書等の受理は、実績報告書等の提出書類が不適切なことでは、適当ではないとする。

〈理由③補助金の確定に係る提出書類の領収書についての件〉

改めて、足都道発第5444号通知に、

「防犯灯の維持管理費を支出したことが確認できる電気料金領収書」

（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（別紙事実証明書3のとおり）

とあったが、提出された電気料金領収書については、アクアステージ自治会のものでは無いもので、ライオンズマンション荒川遊園アクアステー

ジ管理組合（以下「アクアステージ管理組合」という。）の電気料金等領収書である。

（別紙事実証明書 9 のとおり）

従い、そもそも基本的なことだが、領収書については、何れかの時点で提出することは、相当とは認識するが、自治会が如何にして、管理組合分の提出する根拠や理由が不明である。

改めて、足都道発第 5 4 4 4 号通知は、個別補助団体なるアクアステージ自治会宛である。

しかも、6 足都道収第 6 1 8 8 号決定での「グリーンパーク第 1 6 綾瀬管理組合理事長及び西竹第一自治会会長」あてには、

2 提出書類

（1）実績報告書

（2）添付書類（コピー可）

ア、防犯灯の維持管理費を支出したことが確認できる電気料金領収書
（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日）

※自治会以外が支払いを行っている場合は、支払いの流れがわかる資料も添付して下さい。

（別紙事実証明書 1 4 及び別紙事実証明書 1 5 のとおり）

とある。

しかし、アクアステージ自治会会長宛には、※～米印なる補足説明がないことが確認されるので、領収書の提出元は、当然に提出の当事者は、自治会であると認識する。

自治会費は、アクアステージ管理組合一般会計から支出している。

だとすれば、アクアステージ自治会ではなく、如何にしてアクアステージ管理組合分を提出することになるのか、いわゆる根拠がないとする。

それにしても何故に、領収書は、アクアステージ管理組合のものか、果して、防犯灯の維持管理費を支出したことが確認できるのか、疑問である。

これでは、交付要綱第 2 条（定義）に、

この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

（1）団体 町会・自治会等地域住民で組織した団体をいう。

（3）民有防犯灯 夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上等に設置した民有の防犯灯をいい、私道防犯灯も含まれる。

第 3 条（補助の実施）に、

「区長は、防犯灯を維持管理する団体が負担する防犯灯の電気代等の維持管理費について予算の範囲内で補助を行うことができる。」

とある。

これに違反する事案とする。

〈理由④補助金の確定に係る提出書類の振り込んだ資料についての件〉
自治会が管理組合へ振り込んだ資料としてか、取引推移一覧表

(別紙事実証明書10のとおり)

があった。

鑑みて、一点目は、そもそも基本的なことだが、上①の補助金の確定に係る実績報告書等の提出書類についての件のとおり、自治会が管理組合へ振り込んだ資料を提出する根拠や理由が不明である。

二点目は、確かに、振り込んだ資料ではあるが、何の事業内容のものか、収支決算書においても送金内容を裏付けを資料がない事では想定するには、単なる送金で、実績報告書の提出の為に送金したとも看做されて、不透明であることは確かである。

三点目は、上記を踏まえて、振り込んだ資料が防犯灯維持管理補助金の額の確定要件だとすれば振り込んだ資料については、
取引日は、06-01-30
で、即ち、令和6年1月30日の状況の様子である。

しかしながら、令和5年度民有防犯灯維持管理補助金の交付決定は、事案決定書記号番号5足都道収第5289号で起案日令和5年12月26日、決定日令和5年12月27日で、補助金の交付決定通知書の通知日は、令和5年12月28日で、

(別紙事実証明書8のとおり)

当該アクアステージ自治会の口座へ振込入金記録日は、同自治会の記録によれば、令和6年3月1日に振込入金の様子である。

(別紙事実証明書12のとおり)

一方、

区会計処理書類の支出命令書の起票日は、令和6年2月20日

(別紙事実証明書2のとおり)

である。

だとすれば、令和5年度民有防犯灯維持管理補助金の24,000円を、令和6年1月30日には、振込できるものではない。時系列からして、別物としか言いようがない。

すなわち、補助金は、留保のもので、翌年度に繰越しのものと言うことで、補助金を交付団体の電気代の維持管理に充当しないのでは、

交付要綱第14条(決定の取り消し)

2号の「補助金を他の用途に使用したとき」、に相当する。

また、送金については、補助金の流用である。

資料作成1：提出書類対比表

当該アクアステージ自治会分	他団体分	執行委任分
令和7年1月9日付 6足都道発第5444号 都市建設部長が 「令和5年度民有防犯灯 維持管理補助金の実績報 告書の提出依頼について」	令和7年1月9日付 6足都道発第5444号	令和6年5月15日付 6足地調発第1058号 で地域調整課長が 「令和6年度各種補助金 (助成金)の申請及び令和 5年度各種補助金実績報 告書の提出について」
提出書類 (1) 実績報告書	2 提出書類 (1) 実績報告書	2 提出書類 6 令和5年度各種補助 金(助成金)収支決算 及び実績報告書 7 各町会・自治会の総 会で承認された令和 5年度決算(会計)及 び事業報告
(2) 添付書類(コピー可) ア、防犯灯の維持管理費 を支出したことが確認で きる電気料金領収書 (令和5年4月1日～ 令和6年3月31日) イ、自治会が管理組合へ 振り込んだ資料	(2) 添付書類(コピー可) ア、防犯灯の維持管理費 を支出したことが確認 できる電気料金領 収書(令和5年4月 1日～令和6年3月 31日) ※自治会以外が支払い を行っている場合は、 支払いの流れれが分 かる資料も添付して 下さい。	
3 提出期限 令和7年1月17日(金) まで		3 提出期限 令和6年6月10日(月)

もつて、6足都道収第6188号決定に係るアクアステージ自治会に対する補助金の額の確定については、同事案決定書事案概要に「審査の結果適正」、確定通知書に「確認が終了」が記載があるが、実績報告書に基づく活動が適正に行われているかどうか、上記のとおり確認することが出来ないのではないのかで、額の確定に係る審査においては、瑕疵のある不適正な事務処理である。

因みに、6足都道収第6188号決定に係る当該補助対象事業団体のアクアステージ自治会に対する補助金の額の確定24,000円は、実績報告書を審査の結果、適正であるとして受理する由ということであるが、上記のとおり額の確定に係る審査において、瑕疵ある不適正な事務処理とするので、当該提出期限後の受理は、適当でないとする。

〈損害について〉

補助金の支出額24,000円が区に生じる。

〈措置請求について〉

〔財務会計上の行為によって被った損害を補填するために返還等の措置〕

6足都道収第6188号決定に係る当該補助対象事業団体のアクアステージ自治会に対する補助金の額の確定24,000円は、上記の理由のとおり実績報告書の審査の実施において、交付要綱に基づかない瑕疵がある不適正な財務会計上の行為の補助金の額の確定事務処理であるとするので、改めて、速やかに実績報告書の内容の審査を実施し、実績報告書の受理を取り消すこと。

あるいは、交付要綱に基づき、額の確定分を取り消し、額の確定額を0円とし、補助金の返還等の措置を講じることを請求する。

2 請求者

区内在住者

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和7年5月23日

(注) 措置請求書本文については原文のまま掲載し、事実証明書は省略した。